

# のれんの非償却の導入をASBJの新規テーマとして提言すべきかが、基準諮問会議で審議される

2025年11月17日に開催された企業会計基準諮問会議において、のれんの非償却の導入を企業会計基準委員会（ASBJ）の新規テーマとして提言すべきかが審議されたものの結論は出されず、次回の基準諮問会議で審議を継続することとなりました。

のれんの非償却

企業結合

スタートアップ



## News

- 2025年11月17日に開催された企業会計基準諮問会議において、のれんの非償却の導入をASBJの新規テーマとして提言すべきかが審議されました。
- 審議のなかでは、ASBJが行った、のれんの非償却の導入に係る意見聴取の状況についても報告が行われました。
- ASBJへのテーマ提言を行うべきかに関する意思決定は行われておらず、**次回の基準諮問会議（2026年3月）**において方向性が示される見通しとなりました。



## Background

日本の現行基準では、のれんは20年以内で償却されます。しかし、2025年3月の規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおいて、現状の償却処理にはいくつか課題があるという意見が示されました。この意見を受け、IFRS®会計基準と同様に、のれんを非償却とする会計基準の見直しをASBJの新規テーマとするよう提言すべきという提案があったことから、基準諮問会議で審議が進められています。



## Insight

今回の基準諮問会議では意思決定が行われませんでしたが、次回の基準諮問会議でASBJに対して新規テーマとするよう提言すべきとされた場合、ASBJはのれんの非償却の導入に関するプロジェクトを開始することが想定されます。

その場合でも、実際にのれんの非償却を導入するか否かはASBJでの審議次第ということになりますが、多くの日本企業に重要な影響が生じるテーマであるため、要注目です。

## 1. 基準諮問会議によるASBJへの審議テーマの提言の仕組み

わが国の企業会計基準は、ASBJの審議を通じて開発が行われています。

ASBJの審議テーマ、優先順位等を含むASBJの審議・運営に関する事項については、ASBJと同様に公益財団法人 財務会計基準機構（FASF）内に設置された組織である、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という）が審議し、重要性又は緊急性の高いものについてASBJに提言を行う役割を担うこととされています。

## 2. のれんの非償却の導入に係る新規テーマ案の概要

2025年3月に開催された、規制改革推進会議（内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された審議会）スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループの議論のなかでは、のれんを20年以内で償却するという日本の現行基準には、IFRS会計基準及び米国会計基準など、のれんは非償却とする国際的潮流と合っていないなど、いくつかの問題点があるという指摘がされました。

同ワーキング・グループでの議論を受けて、のれんの非償却の導入に係る新規テーマ案が、公益社団法人経済同友会ほか12団体、スタートアップ有志35社及び企業経営者有志138名によって基準諮問会議に提案されており、基準諮問会議は2025年7月に開催された前回会議（第54回基準諮問会議）において、この新規テーマ案の審議を行っています。

「のれんの非償却の導入に係る新規テーマ案」では、次の2点の提案がされています。

### (1) のれんの非償却の導入（選択制）

のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

### (2) のれん償却費の計上区分変更

現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。

## 3. これまでの検討状況と11月17日の基準諮問会議での審議

### (1) 前回、第54回基準諮問会議（2025年7月）での審議内容

2025年7月に開催された第54回基準諮問会議では、のれんの非償却及びのれんの償却費の計上区分について、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取をASBJに依頼することとされました。また、それらをとりまとめて、第55回基準諮問会議においてより幅広い関係者の意見聴取が必要かどうかを検討することとされました。

## (2) ASBJで行われた意見聴取の概要

上記の依頼を受け、ASBJは2025年8月から11月にかけて、多様な属性の関係者（学識経験者、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人）を対象として6回の意見聴取を行っています。

## (3) 今回、第55回基準諮問会議（2025年11月17日）での審議内容

2025年11月17日に開催された第55回基準諮問会議では、上記のASBJによる意見聴取について、これまで実施してきた範囲で十分か（追加的な公聴会の開催が必要か）という点が検討され、また、仮にのれんの非償却を導入する場合の実務上の影響について、会社法上の取扱いや税務上の取扱いなどを基準諮問会議事務局が調査（追加で情報収集）する必要性などについても検討されました。

今後、基準諮問会議事務局が会計基準の改善につながるかどうかの観点から分析を行ったうえで、2026年3月に開催される次回の基準諮問会議において本テーマに関する方向性に係る提案を示し、基準諮問会議で審議することとされました。次回の基準諮問会議では、以下の点を含め、審議が行われることが想定されています。

### (i) 会計基準の見直し・開発

- ① 見直しの対象となる会計基準の種類及び範囲
- ② ASBJによる会計基準の見直し・開発に必要と考えられる期間
- ③ 会計基準確定後の周知、企業側での準備に必要と考えられる期間
- ④ 上記を踏まえ想定される最も早い強制適用時期

### (ii) 関連法制との関係

- ① 会社法との関係
- ② 税法との関係

### (iii) 単体財務諸表にも適用されることの影響

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピー ライ 版 © IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public